

第7期 第5回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年11月30日（月） 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 1階 農事研修室
3. 出席委員（16人）
4. 欠席委員（3人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程

議案第17号	農地法第3条の許可申請について	（1件）
議案第18号	農地法第5条第1項の許可申請について	（5件）
議案第19号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	（3件）
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。本日の農業委員会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。本日の委員の出席は19名中16名です。〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さん、3名から欠席の連絡を受けております。過半数に達しておりますので、本日の会が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは〇〇会長、よろしく申し上げます。

○会長

皆さん、おはようございます。明日から師走という事で12月となったわけですが、今年はコロナに明け暮れてまいりました。東温市では今のところ大きな被害は出てないわけですが、注意しなければならないという状況でございます。今年の場合、これから先、暖冬になるのか、寒くなるのか、気候も先が見通せないというような状況の中ですが、お麦はきれいに発芽してきておるとおもいます。今の時期に雨が続きますと根腐れを起こすわけですが、現在の状況ではすくすくと育っていくのかなと思います。今日は後で最適化推進委員さんとの合同会もありますので、出来るだけ早く審議していきたいと思います。以上、ご協力をお願いしまして、ご挨拶と替えさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、まず、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。〇〇番 〇〇委員さん、〇〇番 〇〇委員さん、よろしく申し上げます。議案審議、本日は9件となっております。早速ですが議案審議に入ったらと思います。

まず、議案第17号、農地法第3条の許可申請についてを議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

議案第17号、農地法第3条の許可申請についてということで、1番 譲渡人 〇〇〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、786㎡です。譲受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、野菜。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、管理機、軽トラです。労働力は本人、妻で常時2人です。耕作面積は7,066㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんという方は〇〇さんの奥さんの妹さんの旦那さんに当たる方で、この土地も数年前から〇〇さんが耕作出来なくなったという事で、〇〇さんが耕作しております。その近くにも、やはり〇〇さんが耕作している土地がありますので、支障はないかと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの報告がありました。皆さんの方から何かご意見、ご質問等はございますか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思ひます。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第18号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。2番について、事務局より説明願ひします。

○事務局

議案第18号、農地法第5条第1項の許可申請についてということで、2番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。不動産業を営んでおります。土地は、〇〇、田、90㎡、〇〇、田、362㎡、〇〇、田、85㎡、〇〇、田、20㎡、合計4筆で、合計面積は557㎡になります。都市計画区域はその他の区域です。農地区分は第3種農地ということで、市町役場からおおむね300m以内にある農地という理由から第3種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は進入路。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元が〇〇委員さんですので、ご報告をお願ひします。

○委員 〇〇委員

〇〇がこの近くに広い土地を持たれていて、そこの開発をするんですが、そこに入る道がないので、その道を作るための案件となります。目の前に〇〇神社がありますので、そちらとの兼ね合いはどうか聞いてみましたが、既に話し合い済みだということで、特に問題無いと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんの方からお話がありました。皆さんご意見ございますか？

○委員 〇〇委員

進入路ということですが、〇〇さんは何を開発される予定ですか？

○事務局

6ページの地図の2番のところ、〇〇の下辺りですが、この辺り全体を〇〇さんが所

有しております、こちらに〇〇さんの関連会社、〇〇さんが資材置場を作りたいということです。そのためには進入路がないので、ここから進入して資材置場を作りたいということです。

○委員 〇〇委員

具体的には資材置場は何の資材か分かりますか？

○委員 〇〇委員

予定では、木材、砂、碎石、二次製品と聞いております。

○委員 〇〇委員

分かりました。ないと思いますが、廃棄物的なものを置かれると心配でしたので。

○議長（会長）

他にございませんか？

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番について事務局より説明願います。

○事務局

3番 貸付人 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。建設業を営んでおります。土地は、〇〇、田、1、420㎡、〇〇、田、2、482㎡の内260㎡、合計2筆で、合計面積は1,680㎡です。都市計画区域はその他の区域です。農用地区域は農用地区域内農地ということで、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地という理由から、農用地区域内農地として判断されます。転用目的は露天資材置場（仮設）と仮設道です。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は不要、転用許可は必要です。今回の案件については東温市発注の下水道工事に伴う一時転用になっております。以上です。

○議長（会長）

この件についても、地元、〇〇委員さんですので確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

こちらの案件は、現在、この地区で行っている下水道工事の資材の仮置場という事です。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

それでは、皆さんからご意見お伺いしたらと思いますが、何かございますか？

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番、5番、6番は借受人が同一人物なので、一括で審議いたします。それでは事務局より説明願います。

○事務局

4番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。健康食品製造販売業を営んでおります。土地は、○○、田、2, 285㎡の内11㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は農用地区域内農地ということで、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地という理由から、農用地区域内農地として判断されます。転用目的は営農型太陽光発電施設。権利内容は賃借権の設定です。開発許可は不要、転用許可は必要です。転用許可は一時転用の3年になります。平成29年12月15日に許可いたしました更新の案件でございます。

続けて5番 貸付人 ○○ ○○さん、○○さん。借受人 ○○ ○○さん。健康食品製造販売業を営んでおります。土地は、○○、田、2, 086㎡の内11㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地ということで、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地という理由から、農用地区域内農地として判断されます。転用目的は営農型太陽光発電施設です。権利内容は賃借権の設定です。開発許可は不要、転用許可は必要です。転用許可は一時転用の3年になります。平成29年12月15日に許可いたしました更新の案件でございます。

続きまして6番 貸付人 ○○ ○○さん、○○さん。借受人 ○○ ○○ ○○さん。健康食品製造販売業を営んでおります。土地は、○○、田、1, 802㎡の内11㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地ということで、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地という理由から、農用地区域内農地として判断されます。転用目的は営農型太陽光発電施設です。権利内容は賃借権の設定です。開発許可は不要、転用許可は必要です。一時転用の3年の申請になります。平成29年12月15日に許可を受けている案件の更新になります。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、3つの地区に渡っておりますので、まず、4番の件について○○委員さんから確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

太陽光発電施設ということで、現地の確認をしてまいりました。現に設置しており、稼働しているようです。問題無いと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（会長）

5番、6番の件について、○○委員さん、お願いします。

○委員 ○○委員

相談に来られたので現地に行ったのですが、どちらも現状変わっておりませんので、3年の更新ということで、問題無いと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（会長）

それでは只今それぞれ地元の委員さんから説明をいただきましたが、皆さん何かご意見ご質問はございますか。

○委員 ○○委員

営農型ということですが、併用している作物は何でしょうか？

○事務局

農地としては桜の育苗をしております、化粧品等のエキスとして花を収穫するという事で以前に申請をされており、それが継続しております。

○委員 ○○委員

○○でも太陽光発電施設を計画されるところがありまして、ちょっと気になるところなんですが、11㎡っていうのは足回りの部分だけですか？

○事務局

ソーラーパネルの支柱の部分とパワーコンディショナーの設置部分を合わせて11㎡が申請の面積になります。

○委員 ○○委員

続けてお聞きしたいのですが、3年間の一時転用ということで、これは3年、3年といくようですが、営農状態が良好であれば10年間に延長するという話を聞いたんですが、それはどういう制度なんですか？

○事務局

一昨年に制度の見直しがございます、認定農業者がそういう営農型の太陽光発電施設を設置する場合は、10年間として認められる場合があります。その場合、規制が3年から10年に延長されます。

○議長（会長）

他にございませんか？

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第19号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見ついてを議題とします。それでは事務局より説明願います。

○事務局

議案第19号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてということで、農用地区域からの除外です。7番 所有者 ○○ ○○さん。申出者 ○○ ○○さん。土地は、○○の一部、畑、3,009㎡の内511.97㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。転用目的は農家住宅です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さんの区域ですが欠席されておりますので、○○委員さんから代わりに報告があります。

○委員 ○○委員

○○さんは○○大学の准教授をしてるらしいんですけど、新規就農したいということで、その手続きの一環として今回の申請となりました。農家住宅を建てるため、農用地区域内からの除外申請ということで今回申請が出ております。現地は、地図の10ページを見ていただきたいのですが、○○の方へ進む、南の方へ進んでいく手前の筋があるんですが、それを東の方向に少し上がった所です。元がキウイ畑で、現在もそういう施設が残っておりました。そのうちの一部を住宅にするということでの申請です。で、この方は新規就農の手続きも一緒に進めておるということで、その隣側、西側にあります部分も別の方のキウイ畑で、その2カ所で果樹の栽培をしたいということで申請をされております。よろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんからの報告がありましたが、皆さんの方から何かご意見ございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、用途区分の変更が出ております。8番について、事務局より説明願います。

○事務局

8番は用途区分の変更ということで、8番 所有者、申出者、共に ○○ ○○さん。土地は、○○の一部、田、307㎡の内115㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地で農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地という理由から農用地区域内農地となります。転用目的は農業用施設用地、農業用資材置場として利用する計画です。開発許可は不要。転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さんですので、確認結果のご報告をお願いしま

す。

○委員 ○○委員

11ページの地図をご覧ください。斜線で囲まれた部分が該当のエリアになりますが、その下側が境界となります。その境界の一部に高速道路、スマートインターチェンジがかかっておりまして、元々そこに倉庫があったんですが、その倉庫を移転します。残されたエリアは従来通り農地として活用していくという予定になってますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんからの報告がありましたが、皆さんの方から何かご意見、ご質問等はございますか。

○委員 ○○委員

7番の案件にもあったんですが、この8番の案件は307㎡の内の115㎡と書いてますが、事務局は測量した図面を貰ってるんですか？

○事務局

そうです。丈量図の方をいただいております。それで面積を確認しております。

○議長（会長）

他にございますか？

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて軽微な変更ということで、9番について事務局より説明願います。

○事務局

9番、軽微な変更です。所有者、申出者、共に ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、171㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は農業用倉庫。開発許可は不要。転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さんより確認結果のご報告をお願いします。

○委員 ○○委員

場所ですが、12ページなんですけど、○○小学校の上ですね、プールに隣接するような場所です。○○さん、長年家族で薔薇作りをしてきたんですけど、現在ある倉庫を

転用できたら、というようなことで、今回手続きを進めておると聞いております。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの報告がありました。皆さんの方から何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○委員 〇〇委員

農業用倉庫になってなかった。ということは、農業用倉庫として農業委員会に届出をしてなかった。今回、農業用倉庫としてあらためて届け出るということですか？

○事務局

そうです。200㎡以内の用地なら転用許可は不要ですが、軽微な変更の手続きは必要です。今まで手続きをしてなかったということで、今回手続きをすることで地目が農地から変わります。

○委員 〇〇委員

書類には軽微な変更となっておりますが、なんか違うんですか？

○事務局

農用地から農業用施設用地に変える場合には、2つの手続きがあります。今回の申請だと8番が用途区分変更、9番が軽微な変更です。両方とも農業用施設用地に変える手続きですが、軽微な変更につきましては、土地1筆全体を農用地から除外するという手続きになります。200㎡未満の農地であれば軽微な変更が出来ます。用途区分変更については、大きな面積の内の一部を農用地区域から農業用施設用地に変える手続きであり、今回だと317㎡の内115㎡だけ、用途区分を農用地から農業用施設用地へ変える手続きになります。そのように区別しております。

○議長

他にございませんか？

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

以上で、本日の審議は、全て終了しました。